

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

		資料番号	69-11	担当課	消防防災安全課
法令名	武器等製造法	根拠条項	第20条(第9条第3項)	不利益処分の種類	猟銃等製造業者等に対する技術上の基準適合命令
<p>法第20条</p> <p>第6条から第8条まで、第9条第2項及び第3項並びに第12条から第15条までの規定は、猟銃等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第6条、第7条第2項、第8条第1項、第9条第3項、第12条第1項、第13条及び第15条中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第8条第2項中「第5条第1項第1号から第4号まで」とあり、第12条第2項中「第5条第1項第1号及び第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>法第9条第3項</p> <p>経済産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第5条第1項第1号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第2号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。</p> <p>法第5条第1項第2号</p> <p>1 経済産業大臣は、第3条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>(2) 当該武器の保管のための設備が経済産業省令で定める要件を備えること。</p> <p>施行規則第20条</p> <p>法第17条第2項および第19条第2項において準用する法第5条第1項第2号の経済産業省令で定める要件は、左のとおりとする。</p> <p>(1) 管理上支障がない場所にあること。</p> <p>(2) 左のイまたはロに該当するものであること。</p> <p>イ 金属製のロッカーその他堅固な構造を有する収納設備であって、確実に施錠できる錠を備えているもの</p> <p>ロ くさり等によって猟銃等を堅固に固定しうる設備であって、当該くさり等に確実に施錠できる錠を備えているもの</p> <p>(3) 保管する猟銃等の数量に応じた収容能力を有すること。</p> <p>(4) 容易に持ち運びできないこと。</p> <p>(5) 非常の際外部に通報することのできる装置を備えていること。ただし、当該保管設備の附近に当該装置を備えている場合は、この限りでない。</p>					